
第115回
倉敷市都市計画審議会

議 事 要 旨

日 時 : 令和2年10月26日(月)
14:00~15:15
場 所 : 倉敷市役所7階701会議室

第115回倉敷市都市計画審議会議事要旨

日時：令和2年10月26日（月）

14：00～15：15

場所：倉敷市役所7階701会議室

【出席者】

委員：藤井会長 小上委員 高山委員 竹中委員 中田委員 西川委員 百本委員
松岡委員 大橋委員 矢野委員 末田委員 荒木委員 殿村委員(代)
有路委員 吉田委員 （計15名）

事務局：酒井技監 小松建設局長 下村副参事 角南課長代理 阿部主幹 犬飼主任
中原技師

幹事：長山都市計画部長 仁科建築部長

担当者

都市景観室：三澤室長 河村技師

建築指導課：應本主幹 谷口技師 板野主事

都市計画課：下村課長 角南課長代理 阿部主幹

【傍聴者】

1名

【報道関係者】

なし

【議案】

第1号議案 倉敷市景観計画の改定（素案）について

第2号議案 有限会社モリワキ商事 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

第3号議案 倉敷市立地適正化計画（素案）について

【概要】

(◎会長 ■署名委員 ◆□◇★委員 ○幹事・担当課)

- ◎ 会議を公開で行いますので、会議録署名委員1名を指名させていただきます。西川 博美 委員にお願いしたいと思います。
- 承知しました。
- ◎ それでは、第1号議案「倉敷市景観計画の改定（素案）について」につきまして説明をお願いします。
- 第1号議案について説明。
- ◎ それでは、ただいま説明のありました第1号議案について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- ◆ 町なかのフラッグ（のぼり旗）が道路のほうに出ている。お店の方としては、目立ちたいということを出してらっしゃると思いますが、今年のツーデーマーチは開催されなかったですが、よそから来られた方にツーデーマーチの宣伝よりもお店の宣伝ですねというご意見を聞いたことがあります。そのあたりについてはどのように考えていますか。
- ◎ 景観といいますか、屋外広告物に関するようなフラッグ（のぼり旗）の取り扱いについてどのように考えているかという質問がでましたが、どうでしょうか。
- のぼり旗については、屋外広告物条例によって申請許可が必要となっています。ただし、公共が設置するものに対しては、適用除外となる場合もありますが、基本的には申請をしていただいております。ただ、道路に間違えて設置をしている場合については、現地に赴き、敷地の中に設置してもらうことや、申請許可が必要であることを指導しております。
- ◎ よろしいでしょうか。ほかに、ご質問、ご意見がないようでしたら、第1号議案について、お諮りいたします。第1号議案「倉敷市景観計画の改定（素案）」について、案に同意することに、ご異議ございませんか。
- ◆□◇★ 異議なし。

- ◎ ご異議がないようですので、第1号議案は、案に同意するものとして、市長に答申することに決定いたしました。次に、第2号議案「有限会社モリワキ商事 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして説明をお願いします。
- 第2号議案について説明。
- ◎ では、第2号議案につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 緊急時に油水分離装置のタンクが故障した際に、原料などが漏れ出した場合の対策などはどのように行われますか。
- ◎ 油水分離装置のタンクが故障した場合など、なんらかのトラブルがあった場合の手当が行われるのかという質問がありましたがいかがでしょうか。
- タンクの下に「ピット」防油堤というものを設置しており、床の一部を下げたような構造になっています。油を受けるような形になっており、タンクから原料が漏れた際には、油滓タンクのまるまる1基分を受け入れる容量を有しています。さらに、防油堤は、建屋内の廃油の溜枥に繋がっており、漏れた原料はそこに集まるようになっています。また、溜枥は建屋の外には繋がっておらず、建屋外への流出はない計画となっています。
- 原料が漏れても十分な容量を有している計画になっているということであれば、問題ありません。
- ◎ 公共用水域には排出しないということですね。よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見がないようでしたら、第2号議案について、お諮りいたします。第2号議案「有限会社モリワキ商事 産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、案に同意することに、ご異議ございませんか。
- ◆□◇★ 異議なし。
- ◎ ご異議がないようですので、第2号議案は、案に同意するものとして、市長に答申することに決定いたしました。次に、第3号議案の審議を行います。第3号議案「倉敷市立地適正化計画（素案）」につきまして議案

の説明をお願いします。

- 第3号議案について説明。

(委員1名退出 計14名)

- ◎ では、第3号議案につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- ◇ 2つほど質問がありまして、1つ目は、居住誘導区域、都市機能誘導区域以外の地域について、公共交通がどのくらい充実しているかがこの計画を成功させるポイントになると思います。なんとなく今の印象では、路線バスは通ってはいるが、本数が極端に少ない場所があることが懸念される場所です。コミュニティタクシーなどについてどのくらい充実しているのか、私は把握できておりませんが、そういったことも併せて考えて、誘導区域外に住む方にとってもどのくらい便利なものになるのか、より良い計画策定になるのかなど、こういったことについてバス会社やコミュニティタクシーの事業者との打ち合わせを行ったのかなどを教えてください。
- 2つ目ですが、1号議案の景観重点地区と都市機能誘導区域が重なっていると思うのですが、景観を保全しながらも都市機能を誘導するというのはなかなか難しいと思います。誘導施設についても、比較的大きな施設やスーパーなどの位置づけがあるので、景観を保全しながらも都市化を促進していくのはなかなか難しい問題であると思います。倉敷駅周辺で商業化が活発になることも望んでいますが、そのことで景観が崩れていくという矛盾も生じると思いますので、そのあたりはどのように考えていますか。
- ◎ 立地適正化計画で、先ほど説明された区域や交通の問題は理解できるが、居住誘導に向けた公共交通環境の向上などについて、なんらかの手当をされているのか、また、今後どうしていくのかという質問ですね。もう1つは、概要版にもありますが、拠点での暮らしや利便性の高い市街地での暮らしなどの絵が書いてありますが、建物などが乱雑に立地していますね。景観重点地区などで景観を損なわないようにするというのが、景観

計画の趣旨でしたが、倉敷市の進めるまちづくりの重要なポイントだと思えます。景観計画との整合はどのように考えていますか。

○

1点目ですが、都市機能誘導区域外におけるバス、コミュニティタクシーの整合性をどのように考えているのかについてですが、概要版の中に公共交通と誘導区域を示す絵があるのですが、これは公共交通の将来像を示す倉敷市地域公共交通網形成計画の策定において、交通事業者と協議を行い、幹線（利便性の高いバス路線）として守っていくものとして位置づけたものです。そのまわりに居住誘導区域を設定し、そこにお住まいになられることによって、身近な施設を維持していく、都市機能誘導区域については、鉄道駅に近い業務、商業などの集積した場所にその周辺から公共交通によってアクセスできるところに定めています。

コミュニティタクシーについてですが、地元の方が運営するコミュニティタクシーについて市が支援することによって、皆さんの足を確保するということを考えているところです。

2つ目の景観保全と、都市化について矛盾があるのではないかという質問ですが、誘導施設については、建物一つで敷地を使うということではなく、建物を複合化、集約化することで用地を上手に使っていただきながら、併せて高さの制限についても考えていただき、建物や土地利用を考えていきたいと思えます。

◎

概要版の絵についても工夫したほうがいいかもしれないですね。ほかに、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

★

私の問題意識なのですが、一番感じたのは、今住んでいる方、住民の思いが伝わってこない計画となっていることです。広域拠点である倉敷を中心としたネットワークづくりが主になっていて、「コンパクト・アンド・ネットワーク」の「コンパクト」ということの最初の思想である「コンパクトシティ」はもともと、イギリスの半径500m以内の生活圏域で仕事ができる、買い物ができる、社会サービスを受けられる、農村や集落などで、その中で暮らしていけるまちを作っていこうというのが基本になっていると思うのですが、日本に入ってきて違った意味の解釈

をされている。合併の弊害もあるのですが、中心部に誘導していくこと、これはおかしいことで、周辺部はだんだんと切り捨てられていくことをさらに促進するのではないかと思います。その手段として、公共施設のマネジメントですが、倉敷市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集積化をしてしまうと、住んでいる地域での歩いて暮らせる生活圏域が失われていくと思っています。

また、本編P. 28の資料で市民の買い物先という資料があるのですが、児島地域の買い物の移動を見てみると児島地域の中で完結しています。児島地域で困っているのが、倉敷や岡山にどうやって行こうかということではなく、児島市民病院にどうやって通うか、支所にどうやって行こうかなど、今住んでいる地域の中の公共交通をより良くしてもらいたいということです。そういった考えがこの計画の中には全くないと思います。そして、ますます都市の空洞化に拍車がかかっていくのではないかと考えています。青森や富山でも失敗している事例があって、私は問題があるなと思っているところです。これは、私の問題意識としての意見なので、回答は必要ありません。

- ◎ 今のご発言は、ご意見ということでよろしいですか。
- ★ もう少し内容について検討して欲しいですね。人の顔が見えない計画になっています。行政の思い付きからの計画になっていると思います。
- ◎ 今住んでいる住民の思いを大切にしてほしいということですね。公共交通がしっかりしてないとまちをコンパクト化しても市が公共交通を運営している訳ではないので、そういうところについても、上手く考えていただきたいということですね。よろしいでしょうか。ほかに、ご意見がないようですので、第3号議案についてお諮りいたします。
- ★ 異議あり。
- ◎ ご異議があるということですが、意見を附帯しましょうか。
- ★ 附帯意見はつけません。
- ◎ 分かりました。附帯意見はつけないということなので、お諮りします。第3号議案について、案に同意する方は、挙手をお願いします。

◆□◇★ (12名同意)

◎ 賛成多数と認めます。第3号議案は、案に同意するものとして、市長に答申することに決定いたしました。皆様、ありがとうございました。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

令和2年11月16日

会 長 藤 井 明 

署名委員 西川 博美 